

。組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）（附則第六十二条関係）

改正案	現行
別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係） 一、二十二（略） 二十三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百二十八条（設立企画人、執行役員等の特別背任）、第二百二十八条の二（投資法人債権者集会の代表者等の特別背任）、第二百三十条（不実文書行使）、第二百三十五条第一項（投資法人荒らし等に関する収賄）又は第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪 二十四、五十七（略） 五十八 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百四十条（発起人、取締役等の特別背任）、第二百四十一条（特定社債権者集会の代表者等の特別背任）、第二百四十三条（不実文書行使）、第二百四十八条第一項（特定目的会社荒らし等に関する収賄）又は第二百五十一条第三項（社員の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第六項（社員の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪	別表（第二条、第十三条、第二十二条、第四十二条、第五十六条、第五十九条関係） 一、二十二（略） 二十三 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百二十八条（特別背任）、第二百三十条（不実文書行使）、第二百三十五条第一項（証券投資法人荒らし等に関する収賄）又は第二百三十六条第二項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（投資主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪 二十四、五十七（略） 五十八 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百七十一条（発起人、取締役等の特別背任）、第百七十二條（特定社債権者集会の代表者等の特別背任）、第百七十四條（不実文書行使）、第百七十九條第一項（特定目的会社荒らし等に関する収賄）又は第百八十二条第二項（社員の権利の行使に関する利益の受供与）若しくは第四項（社員の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為）の罪

五十九（略）

五十九（略）